

令和 4 年 4 月 1 日施行改正個人情報保護法 について（前編）

～仮名加工情報の取扱い及び漏えい等の報告・本人への通知～

DT 弁護士法人

2022 年 7 月 15 日

【総論】

令和 2 年 6 月 5 日、第 201 回通常国会において「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案」が可決、成立し、個人情報保護法（以下「法」）の改正（以下「令和 2 年改正」）がなされました。

この改正においては、個人情報の保護と有用性の確保のバランス等の観点から、主に以下の点において改正がなされています。

- ① 仮名加工情報の取扱いについての規律
- ② 個人情報の漏えい等が生じた場合における報告及び本人への通知についての規律
- ③ 外国にある第三者への個人情報を提供する際の規律
- ④ 個人関連情報の提供についての規律

本稿では、上記①ないし④及び経過措置のうち、①及び②についてポイントを絞って解説します。③及び④並びに経過措置については次稿において解説します。

仮名加工情報

(1) 仮名加工情報とは¹

平成 27 年の改正では、ビッグデータの適正な利活用に向けた環境整備のために「匿名加工情報」を創設しました。「匿名加工情報」とは、個人情報を加工し、個人を特定できるような項目を削除するなどして特定の個人を識別できないような形にし、しかも、もとの個人情報を復元できないようにした情報のことです。「匿名加工情報」の利用には、個人情報としての厳しいルールが適用されないというメリットがありましたが、匿名化するための加工の条件が厳しく、個人情報取扱事業者にとってやや使いづらいという問題もありました。

そこで個人情報取扱事業者においては、保有する個人情報を事業者内で取り扱うに当たり、安全管理措置の一環で、氏名等の記述を削除等の加工をすることにより加工後の情報単体では個人を特定することができないようにする、いわゆる「仮名化」が行われていました。

¹ 第二東京弁護士会「令和 2 年改正個人情報保護法の実務対応」76、77 頁

しかし、「仮名化」された情報は、当該情報単体では個人を特定することはできないものの、他の情報を照合すれば個人を特定することができます。そのため、「仮名化」されたものであっても、個人情報に該当するため、令和 2 年改正前の個人情報保護法では、個人情報として取り扱わざるを得ませんでした。

「仮名化」された情報は、加工後の情報単体では個人を特定することができないため、個人の権利利益の侵害のリスクは必ずしも高くはないといえます。しかし、個人情報としての取扱いが要求される以上、あらかじめ特定した利用目的の達成のために必要な範囲を超えて利用する場合には、本人の同意が必要となります（個人情報保護法 16 条 1 項）。これにより、事業者により個人情報の利活用は大きく制限を受けることになり、事業者内部での個人情報の利活用の妨げになる可能性があります。

令和 2 年改正では、新たに仮名加工情報に関する規律が設けられ、利用目的の変更の際に本人の同意を不要とするなど、個人情報取扱事業者に課される義務の一部が緩和されました。

(2) 実務上の留意点

仮名加工情報の取扱いにおいては、個人情報取扱事業者に課される義務規定の一部が適用されない一方で、仮名加工情報取扱事業者²に課される特有の義務もいくつかあり、実務上の留意点については様々なものが挙げられます。(1)で述べたとおり、仮名加工情報に関する規律の制定に当たっては、「仮名化」された個人情報が、個人情報として取り扱われることにより、事業者内部での利活用の妨げになっていたという経緯があります。そのため、仮名加工情報は事業者内部での利用が前提となっており、①第三者への提供が原則として禁止されています（法 41 条 6 項、42 条 1 項）。ここでは、第三者への提供の原則禁止のほか、②利用目的の変更、③想定される利用方法及び④要配慮個人情報の仮名化についてご紹介いたします。

ア 第三者への提供の禁止

仮名加工情報³について、「個人情報である仮名加工情報」の場合は、仮名加工情報である個人データを、「個人情報でない仮名加工情報」の場合は仮名加工情報を、原則として第三者に提供することはできません（「個人情報である仮名加工情報」について法 41 条 6 項、「個人情報でない仮名加工情報」について法 42 条 1 項）。これは、本人の同意を得ることなく、第三者に提供することが可能とされている匿名加工情報（法 2 条 6 項）の建付けとは大きく異なる点です。

例外として、法令に基づく場合には第三者への提供が可能となるほか、「個人情報である仮名加工情報」については法 41 条 6 項により読み替えられ、又は「個人情報ではない仮名加工情報」については法 42 条 2 項により準用される、法 27 条 5 項の規定により、(i) 委託の場合、(ii) 事業の承継の場合及び(iii) 共同利用の場合については、提供先事業者は第三者に当たらないこととなるため、これらの場合に限り、法 41 条 6 項又は法 42 条 1 項の規定にかかわらず、当該提供先事業者に対して仮名加工情報の提供が可能で

このように仮名加工情報は第三者への提供が原則として禁止されていることから、第三者への提供を前提として個人情報を利用したいのであれば、法 27 条 1 項に従い個人データとして第三者に提供するか、匿名加工情報や統計情報として第三者に提供するかを検討することになるでしょう。

イ 利用目的の変更

個人情報を取り扱うに当たり、個人情報取扱事業者⁴は、その利用目的をできる限り特定しなければならず（法 17 条 1 項）、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱うことはできません（法 18 条 1 項）。

一方、「個人情報である仮名加工情報」については、利用目的の公表（法 41 条 4 項、21 条 1 項）や、法令に基づく場合を除く仮名加工情報の利用目的外での利用の禁止（法 41 条 3 項）が義務付けられています。しかし、仮名加工情報については利用目的の変更の制限の規定（法 17 条 2 項）⁵が適用されない（法 41 条 9 項）結果、仮名加工情報については、変更後の利用目的をできる限り特定して公表しさえすれば、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行うことが可能になります。

2 仮名加工情報取扱事業者とは、仮名加工情報データベース等を事業の用に供している者（ただし、国の機関等を除く）をいう（法 16 条 5 項）。

3 仮名加工情報には、個人情報であるものと個人情報でないものが存在する。仮名加工情報は原則として個人情報に該当するが、例外的に仮名加工情報の取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合等に伴って仮名加工情報の提供を受けた事業者においては、当該仮名加工情報と他の情報を照合して容易に個人を特定することができない場合が想定され、かかる場合に限り個人情報でない仮名加工情報となる。

4 個人情報取扱事業者とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者（ただし、国の機関等を除く）をいう。

5 法 17 条 2 項は、利用目的の変更について変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲でのみ変更を認めている。

また、「個人情報でない仮名加工情報」については、そもそも個人情報ではなく、個人情報に関する規律の適用がないことから、上記の利用目的についての制限には服さないものとされています。

ウ 想定される利用方法

仮名加工情報は、上記アで述べたとおり、利用目的の変更が比較的自由に行えることから、個人情報を取得した際には想定していなかった利用目的での利用を行いたい場合には、利用目的を変更し、これを公表すれば足りることになります（法 41 条 4 項、21 条 3 項）。

具体的な利用の場面として、以下のようなケースが想定されています⁶。

- ① 当初の利用目的には該当しない目的や、該当するか判断が難しい新たな目的での内部分析を行うケース（データセット中の特異な値が重要とされる、医療・製薬分野における研究用データセットとして用いるケースや、不正検知等の機械学習モデルの学習用データセットとして用いるケースなど）
- ② 利用目的を達成した個人情報について、将来的に統計分析に利用する可能性があるため、仮名加工情報として加工した上で保管するケース

エ 要配慮個人情報の仮名化

これまで説明したとおり、仮名加工情報は利用目的の変更が比較的容易に行えることから企業が保有する個人情報の利活用の幅が大きく広がる可能性があります。では、個人情報の中でも特に取扱いに配慮が必要な要配慮個人情報⁷を仮名加工情報とすることはできるのでしょうか。

仮名加工情報は、本人の識別が禁止されるなど、仮名加工情報の取扱いによって本人の権利利益が侵害されるおそれ極めて小さいため、要配慮個人情報を含む個人情報から仮名加工情報を作成することは許容されるとされています⁸。令和 2 年改正後の個人情報保護法においても、法律上要配慮個人情報から仮名加工情報を作成することを禁止する条項はありません。

以上より、要配慮個人情報から仮名加工情報を作成することは可能です。

これにより、例えば要配慮個人情報が多分に含まれるであろう医療や治験等の分野で取得された個人情報について、取得時には利用目的が医療行為の提供や治験の実施等に限定されている場合が多いと考えられますが、仮名加工情報とすることにより新たな利用目的を設定・公表し、利用することが可能となることが指摘されています⁹。

漏えい等の報告・本人への通知

(1) 漏えい等の報告・本人への通知の義務付け

個人情報保護法の令和 2 年改正により、新たに漏えい等が発生した場合の個人情報保護委員会への報告が義務付けられました（法 26 条 1 項）。また、個人情報保護委員会への報告が必要となる場合は、原則として本人への通知も必要になります（法 26 条 2 項）。

令和 2 年改正前は、告示¹⁰により速やかに個人情報保護委員会に報告するよう努めること、本人への連絡等の措置を講ずることが望ましいことが定められていましたが、法律上の義務ではなく、報告や連絡等をしなくとも罰則等の不利益を課せられることもありませんでした。

漏えい等が発生した場合に、個人情報保護委員会が事態を早急に把握し、必要な措置を講じる必要があることから、令和 2 年改正後の個人情報保護法により、個人情報保護委員会への報告が義務付けられたと説明されています¹¹。

また、本人が漏えい等の発生を認知することで、本人が自らの権利利益の保護に必要な措置を講じることができるよう、漏えい等が発生した場合に本人への通知が義務付けられたと説明されています¹²。

6 佐脇紀代志「一問一答令和 2 年改正個人情報保護法」16 頁

7 要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実等が含まれる個人情報をいう（法 2 条 3 項）。

8 上記佐脇 20 頁

9 上記第二東京弁護士会 115 頁

10 個人データの漏えい等事案が発生した場合等の対応について（平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号）

11 上記佐脇 37 頁

12 上記佐脇 37 頁

(2) 実務上の留意点

ア 報告が義務付けられる個人データの漏えい等について

個人情報保護法 26 条 1 項及び個人情報保護法施行規則 7 条により、個人情報保護委員会への報告が義務付けられるのは、取り扱う個人データに以下の事態が生じた場合です。

- ① 要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（個人情報保護法施行規則 7 条 1 号）
- ② 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（同条 2 号）
- ③ 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（同条 3 号）
- ④ 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（同条 4 号）

上記報告義務の重要なポイントの一つ目は、①から③の場合には、対象となる個人データが 1 件であったとしても報告義務が発生する点です。①ないし③をみるとわかりますが、①ないし③は個人データの性質や漏洩の態様に着目していることがわかります。これは、漏えい等の質的な面に着目した規定となっており、漏えい等した個人データに係る本人の数にかかわらず個人情報保護委員会への報告義務が課されています。

他方で、④は個人データの性質や漏えいの態様ではなく、漏えい等した個人データの量に着目するもので、漏えい等した個人データの性質や漏えいの態様にかかわらず個人情報保護委員会への報告義務が課されています。

そのため、漏えい等した個人データがどのようなものであるか、また漏洩等の態様はどのようなものであったかをきちんと検討し、報告義務の要否を判断する必要があります。例えば、外部からの不正なアクセスやサイバーインシデントによる漏えい等の場合には、通常は不正な目的をもって行われた可能性が高く、③に該当するものと考えられます。

イ 報告が義務付けられる「漏えい等」について

次のポイントは、報告の対象となる「漏えい等」です。

漏えい等とは、漏えい、滅失又は毀損をいいます（個人情報保護法施行規則 7 条 1 号）。「漏えい等」という用語から、漏えいについての報告の要否の検討はきちんと行うことが想定されますが、滅失や毀損も報告の対象となることも頭に入れておく必要があります。特にインシデントが発生した場合、個人情報保護委員会への届け出以外にも社内で行うべきことが様々ありますので、どうしても滅失や毀損を忘れてしまいがちです。

また近時のインシデントとの関係では、一時期猛威を振った Emotet（エモテット）の感染と個人情報保護委員会への報告義務との関係に留意する必要があります。

Emotet は、いわゆるマルウェアといわれるコンピュータウイルスであり、感染した場合、アドレス帳などの情報が抜き取られる可能性があると考えられています。

上記に記載のとおり、漏えい等の「おそれ」がある場合には、個人情報保護委員会への報告が必要となりますが、Emotet の感染によりアドレス帳などの情報が抜き取られる可能性があるのであれば、感染それ自体が漏えい等の「おそれ」を生じさせるものに当たるとの判断も十分に考えられます。

実際、個人情報保護委員会が策定する個人情報保護法ガイドライン（通則編）において、「漏えい」が発生したおそれがある事態に該当し得る事例として、「個人データを格納しているサーバや、当該サーバにアクセス権限を有する端末において、情報を窃取する振る舞いが判明しているマルウェアの感染が確認された場合」が挙げられていることに十分留意する必要があります。

ウ 漏えい等の報告を行う期限

漏えい等の報告は、いわゆる速報（個人情報保護法施行規則 8 条 1 項）と確報（同条 2 項）に分かれます。

速報及び確報のいずれについても、報告すべき事項¹³は変わりません。速報と確報の大きな違いは、①速報においては報告すべき事項について、報告をしようとする時点において把握しているものに限られること、②報告の期限について、速報は漏えい等を知った後速やか個人情報保護委員会に報告しなければならないのに対し、確報は漏えい等を知った日から 30 日以内に報告すべきものとされている点です。ただし、確報の期限について、不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの

¹³ 報告すべき事項は、概要、漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目及び個人データに係る本人の数、原因、二次被害又はそのおそれの有無及びその内容、本人への対応の実施状況、公表の実施状況、再発防止のための措置並びにその他参考となる事項である（個人情報保護法施行規則 8 条 1 項各号）。

漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態（個人情報保護法施行規則 7 条 3 号）の場合には、漏えい等を知った日から 60 日以内に報告すべきとされています。

上記期限の起算点となる「漏えい等を知った日」とは、個人情報取扱事業者が法人である場合には、基本的にいずれかの部署が当該事態を知った時点を基準とされています¹⁴。また速報について、報告は漏えい等を知った後「速やか」に行う必要がありますが、この「速やか」の日数の目安については、概ね 3～5 日以内とされています。

そうすると、いずれかの部署が漏えい等を知ってから報告を行う部署（一般には法務部門がその役割を担うことが考えられます）に連絡が行くまでに、2、3 日要してしまうと、速報の報告期限がかなり迫ってきてしまい、事実上報告期限までに個人情報保護委員会に報告することが困難となりかねません。

そのため、実務上は漏えい等又はそのおそれを発見した場合に速やかに関係部署に報告が上がるための体制を適切に構築しておく必要があります。

（DT 弁護士法人 内藤 裕史、荒木 洋介）

執筆者プロフィール



内藤 裕史 (Hiroshi Naito)

DT 弁護士法人
弁護士、弁理士、ニューヨーク州弁護士



荒木 洋介 (Yosuke Araki)

DT 弁護士法人
弁護士

国内法律事務所、外資系法律事務所を経て DT 弁護士法人を設立。現在は不正対応／コンプライアンスサービスを中心に提供。

- コンプライアンス分野では、独占禁止法、GDPR 等個人情報保護法、FCPA 等外国公務員汚職規制、不正競争防止法、下請法、労働規制、証券規制等に関する法的助言、内部調査の実施、当局対応に従事

- 紛争対応分野では、国内外で訴訟・保全案件等の民商事紛争を多数担当。国際仲裁機関における商事仲裁案件にも対応

- その他企業法務分野では、コーポレートガバナンスに関する助言、合併事業、組織再編及びライセンス契約等の取引契約書作成を行う。外国企業の日本進出・撤退、日本企業の海外進出・撤退に関する法的助言も提供

2009 年に九州大学工学部を卒業後、早稲田大学ロースクールを経て 2014 年に弁護士登録。2014 年に長谷川俊明法律事務所へ入所後、2019 年 4 月に DT 弁護士法人へ入社。一般企業法務のほか、コンプライアンス案件の調査、サイバーインシデントへの対応などの案件を取り扱う。大手自動車メーカーのコンプライアンス部門への出向経験もある。

- コンプライアンス案件について、子会社不祥事案件における調査、是正措置の策定のサポート、公益通報者保護法の対応のサポート

- サイバーインシデント案件について、サイバー攻撃に起因する個人情報保護委員会対応を含む法務対応のサポート、原因の調査のサポート

- 個人情報保護法改正に対応したプライバシーポリシー策定のサポート、プラットフォーム構築における規約類の策定のサポート

問い合わせ

DT 弁護士法人

東京事務所

所在地 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル

Tel 03-6870-3300 (代)

大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1 淀屋橋三井ビルディング

Tel 06-7711-2540

email dtlegal@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/dt-legal

法務サービス www.deloitte.com/jp/ja/services/legal

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数の指し示す。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を負うまたは拘束されることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オーストラリア、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は、関連法令およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001